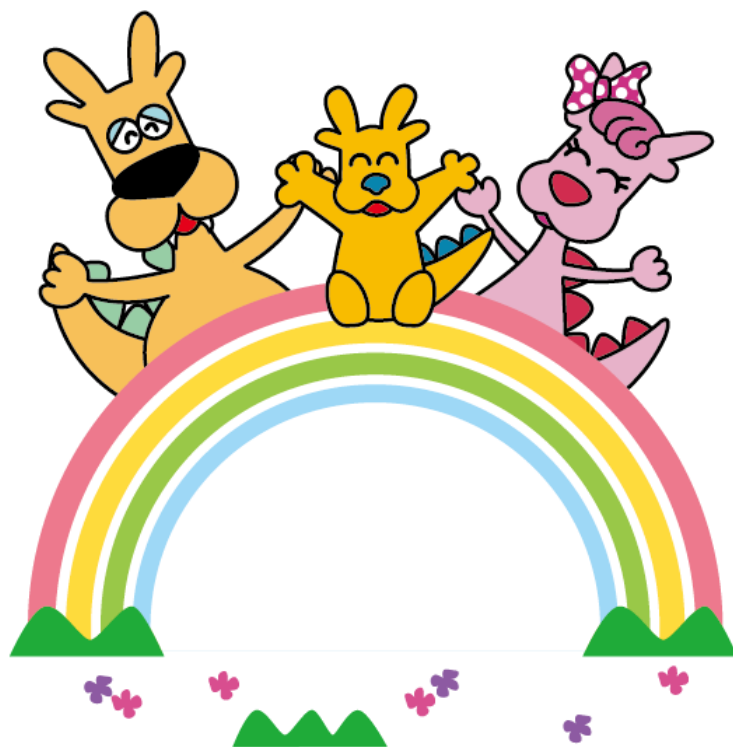


令和9年4月入所の申込期間は11月2日（月）から12月4日（金）です
なお、市外の保育所（園）をご希望の方は、取り急ぎご相談ください

令和9年5月以降の入所の申込期限は、各月の前月5日までです
（5日が土日祝日の場合は、その直前の平日となります）

令和9年度 保 育 所 等 入 所 案 内



保育所等への入所を希望する方は、本冊子をよくお読みになり、お申込みください。
入所後の手続きについても記載していますので、卒園（退園）まで保管してください。

<お問い合わせ> 袖ヶ浦市役所 保育幼稚園課 認定・給付班

Tel 0438-62-3276

Fax 0438-62-3877

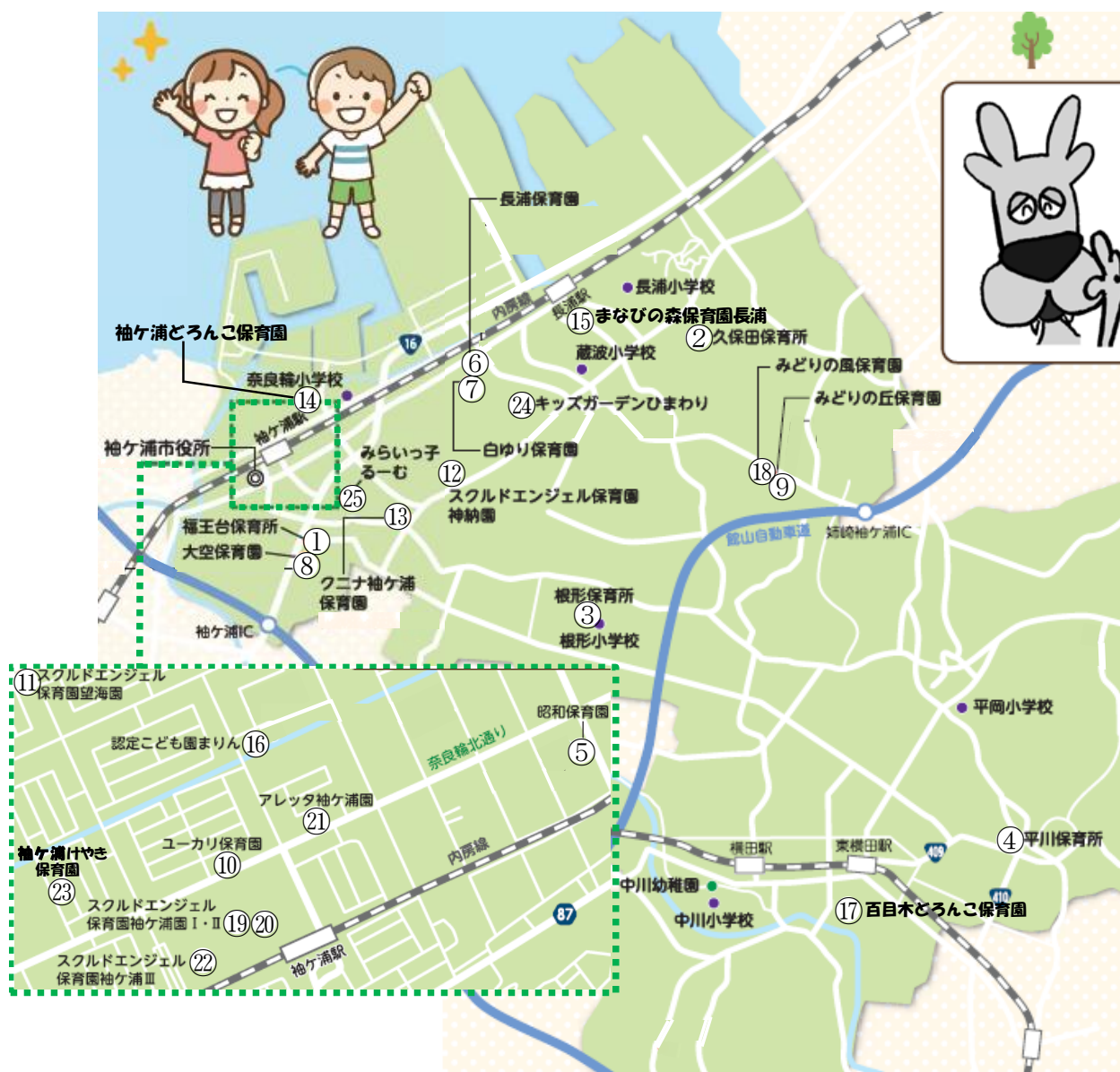
様式等は袖ヶ浦市ホームページから入手できます。

「袖ヶ浦市役所 保育幼稚園課」で検索してください。

袖ヶ浦市役所 保育幼稚園課

検索





★公立保育所

- ①福王台保育所
- ②久保田保育所
- ③根形保育所
- ④平川保育所

★私立保育園

- ⑤昭和保育園
- ⑥長浦保育園
- ⑦白ゆり保育園
- ⑧大空保育園
- ⑨みどりの丘保育園
- ⑩ユーカリ保育園

★私立保育園

- ⑪スクルドエンジェル保育園 望海園
- ⑫スクルドエンジェル保育園 神納園
- ⑬クニナ袖ケ浦保育園
- ⑭袖ケ浦どろんこ保育園
- ⑮まなびの森保育園長浦

★認定こども園

- ⑯認定こども園まりん
- ⑰百目木どろんこ保育園

★地域型保育事業(0~2 歳児)

- ⑱みどりの風保育園
- ⑲スクルドエンジェル保育園 袖ケ浦園Ⅰ
- ⑳スクルドエンジェル保育園 袖ケ浦園Ⅱ
- ㉑アレッタ袖ケ浦園
- ㉒スクルドエンジェル保育園 袖ケ浦園Ⅲ
- ㉓袖ケ浦けやき保育園
- ㉔キッズガーデンひまわり
- ㉕みらいっ子るーむ(家庭的保育事業)



目 次

1	保育所等の目的	1 頁
2	保育所等入所事由	1 頁
3	提出書類	2 頁
4	申込み、令和 9 年度クラス編成	3 頁
5	申込みから入所までのスケジュール	4 頁
6	教育・保育給付認定申請	5 頁
7	市外の保育施設への申請	6 頁
8	延長保育時間	7 頁
9	施設等利用給付	9 頁
10	入所待ち児童補助金	10 頁
11	市内認可保育所等一覧表	11 頁
12	バスの運行	22 頁
13	給食	23 頁
14	保育料	24 頁
	令和 9 年度袖ヶ浦市保育料階層表	25 頁
15	家庭的保育事業（みらいっ子る一む）利用案内	26 頁
16	認定内容の変更等	29 頁
17	保育施設を長期間お休みするとき	31 頁
18	育児休業給付金の延長手続き変更に伴う保育所等入所申込の見直し	32 頁
19	入所に関する Q & A	33 頁



1 保育所等（2号・3号認定）の目的

保護者が労働、病気、出産等で児童を保育できない場合に、保護者に代わり保育することです。

※教育の場である幼稚園等とは目的が異なります。

「入学前の教育」「集団生活に慣らす」「周りに遊び相手がいない」等は、入所の理由になりません。

2 保育所等（2号・3号認定）入所事由

市内在住 かつ 保護者が下記の事由のため、保育を必要とすると認められる場合。

（1）就労

フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む。

※1ヶ月に64時間以上（休憩時間を除く）就労していること。

（2）妊娠・出産

出産予定日以前8週間に当たる日が属する月の初日から、出産日後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで※出産予定日から実際の誕生日が前後した場合、認定期間が変更となる場合があります。

（例）出産（予定）日が8月 1日の場合、6月1日～ 9月30日の間。

出産（予定）日が8月31日の場合、7月1日～10月31日の間。

（3）疾病等

（ア）入院・疾病 おおむね1ヶ月以上の入院又は家庭において病床についている。

（医師の診断により、児童の保育に支障があると認められる場合）

（イ）心身障がい者 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている。

（4）介護・看護

同居の親族が疾病・心身の障がいのため、医師が必要と認め看護に従事する。

もしくは、障がい者等を介護する。

※障がい児等の通学のため、他の児童の保育ができない場合も含む。

（5）災害復旧

地震、洪水、火災等で居宅等を失ったり大破したため、その復旧に従事している。

（6）求職

求職活動中もしくは起業準備中である。

入所月の翌々月5日までに1ヶ月64時間以上（休憩時間を除く）の就労証明書の提出が必要です。

※求職による保育所入所後、就労ができなかった等の理由で退所となった場合、

当該年度に限り再度求職事由での入所申込みはできません。

（7）就学・技能習得等

就学又は職業訓練を受けている。※1ヶ月に64時間以上。

（8）その他

上記以外で、保護者が明らかに保育できない場合。



3 提出書類

※育児休業給付金の延長手続きの際は「市に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し」の提出が必要です（市の受付印は不要です）。再度の延長手続きの際にも提出が必要です。
必要な方は、市へ提出する前にご自身でコピーを取るなどの対応をお願いします。

<全員必要>

- ☐ (1) 教育・保育給付認定申請書
- ☐ (2) 入所申込児童の状態
- ☐ (3) 母子健康手帳のコピー（予防接種のページ） コピーはご自身で用意してください。
- ☐ (4) 保護者全員の保育所への入所基準を確認できる書類 <◆表1>を参照してください。
- ☐ (5) 保護者全員と入所申込み児童の個人番号（マイナンバー）が記載された書類
（マイナンバーカード・通知カード）
- ☐ (6) 保育所等入所申請に関する確認書

<要件に該当する方のみ必要>

- ☐ (1) 同一世帯で身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方がいる場合は、手帳のコピー（等級などの記載欄）。なお、申し込みの後に身体障害者手帳などの交付を受けた場合は、手帳のコピーを提出してください。
- ☐ (2) 離婚調停中で既に別居中の方は、離婚調停中であることを証明する書類（家庭裁判所からの調停期日呼出状の写し、事件係属証明書）。
- ☐ (3) 袖ヶ浦市外の保育所を希望する場合、別途提出が必要となる書類がある場合があります。

< ◆表1 保育所への入所基準を確認できる書類 > コピーはご自身で用意してください。

事 由	必 要 書 類	区 分
就 労	勤務先が記入した就労証明書 （1ヶ月に64時間以上（休憩時間を除く）就労していることがわかる、申請日から3か月以内に発行されたもの）	標準・短時間
自営業	就労状況等申告書、確定申告書のコピー （開業後間もない場合は「開業届のコピー」）	標準・短時間
農業	農業等経営実態調査票、就労状況等申告書、確定申告書のコピー （開業後間もない場合は「開業届のコピー」）	標準・短時間
妊娠・出産	母子健康手帳（分娩予定日（出産日）のページ）等	標準
疾病等	医師の診断書（療養の内容、期間など記載したもの）又は障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のコピー、申立書	標準
介護・看護	介護・看護が必要な人の診断書（療養の内容、期間など記載したもの）又は介護保険被保険者証・障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のコピー、申立書	標準・短時間
災害復旧	罹災証明書、申立書	標準
求職	申立書（求職用）※	短時間
就学・技能習得	学生証のコピー＋授業時間のわかるもの（カリキュラム）	標準・短時間

「区分」欄：「標準」は保育標準時間認定、「短時間」は保育短時間認定のことです。（5ページ参照）

※入所基準に該当しない場合や提出書類に不備や不足があった場合は、受付できませんのでご注意ください。

※「求職」を事由として申請した方で求職中に入所が決まった場合、入所月の翌々月5日まで
に1ヶ月64時間以上（休憩時間を除く）の就労証明書を提出していただく必要があります。
「求職」事由の延長はできません。提出がない場合は入所施設を退所することとなります。

4 申込み

保育所等（2号・3号認定）の新規入所申請受付日程

入所を希望する月	令和9年度		
	令和9年4月	令和9年5月から 令和10年2月まで	令和10年3月
受付期間	令和8年11月2日（月）から 令和8年12月4日（金）まで	入所希望月の 前月5日まで ※	受付して おりません
受付場所	保育幼稚園課	保育幼稚園課	
入所日	4月1日	毎月1日	
児童の面接	入所決定後、保育所等で実施	入所決定後、保育所等で実施	
備考	市外の保育所等をご希望の場合は 取り急ぎご相談ください	※5日が土日祝日の場合は その前の開庁日	

令和9年度クラス編成

※クラス年齢は令和9年4月1日現在の年齢です。年度内は基準日（4月1日）のクラスになります。

クラス	生年月日
5歳児クラス	令和 3（2021）年4月2日 ～ 令和 4（2022）年4月1日
4歳児クラス	令和 4（2022）年4月2日 ～ 令和 5（2023）年4月1日
3歳児クラス	令和 5（2023）年4月2日 ～ 令和 6（2024）年4月1日
2歳児クラス	令和 6（2024）年4月2日 ～ 令和 7（2025）年4月1日
1歳児クラス	令和 7（2025）年4月2日 ～ 令和 8（2026）年4月1日
0歳児クラス	令和 8（2026）年4月2日 ～ 現在

育児休業明けの入所申込みについて

復帰日	入所申請可能月	例えば…
1日から15日	前月1日	8/ 1 ～8/15 復帰⇒7月1日より入所申請可（※切は6月5日）
16日以降	当月1日	8/16～8/31 復帰⇒8月1日より入所申請可（※切は7月5日）
・3月中に復帰予定⇒2月入所申請 ・4月前半に復帰予定⇒2月入所申請（3月入所がないため）		

※育児休業に関する給付金については、会社や給付元（ハローワークなど）にご確認ください

育児休業明けの職場復帰について

入所	職場復帰	例えば…
4月入所～1月入所	翌月の15日まで	4月1日入所 ⇒ 5月15日までに職場復帰 1月1日入所 ⇒ 2月15日までに職場復帰
2月入所	4月15日まで	2月1日入所 ⇒ 4月15日までに職場復帰 ※3月1日入所がないため、4月15日までに復帰する方は2月1日入所申請が可能です。

5 申込みから入所までのスケジュール

教育・保育給付認定申請書類等提出

- ・・・※令和9年4月入所受付は令和8年11月2日から12月4日まで
- ・・・※年度途中での受付は利用希望月の前月5日まで

※近隣市の〆切日

市原市 令和8年11月2日（一次）、12月25日（二次）

木更津市 令和8年11月27日（一次）、翌年2月16日（二次）

君津市 令和8年11月30日（一次）、翌年1月12日（二次）

※市外の保育施設への入所申請も袖ケ浦市で行う場合があります（6ページ参照）。
袖ケ浦市で申請を行う場合は、各市の〆切日より7営業日前までに保育幼稚園課へ提出してください。

保育の必要性の確認

入 所 審 査

審査結果通知 ・・・・・・毎月15日以降（4月入所を除く）

認定証の交付

審査後に「施設利用承諾通知書」または「施設利用保留通知書」を郵送します。

※令和9年4月入所の結果は、令和9年2月上旬を予定

入所の決定

保護者から保育所等へ
連絡し、面接日の調整

面 接 等

入 所

◆ 入 所 保 留

- ・施設利用保留通知書に同封している教育・保育給付認定決定通知書は、保育の必要性を認定するもので、入所を決定するものではありません。
- ・次月以降も審査を継続し、保育の利用が決定した場合は改めて連絡します。※次月以降保留の場合には、保留通知書は郵送しません。
- ・認可外保育施設、一時預かり等をご利用の場合は、希望する保育施設へ直接お申込みください。
- ・決定を辞退した方には保留通知書は発行いたしませんのでご注意ください。

※1号認定（教育標準時間）の申込みは、直接希望する保育施設へお問い合わせください。

6 教育・保育給付認定申請

保育所等に入所する際には、市から保育の必要性についての教育・保育給付認定を受けることが必要となります。

保育所等への入所を申請された場合、教育・保育給付認定決定通知書は入所の有無にかかわらず交付されます。また認定の区分は、子どもの年齢や保育の必要性、保護者の働く時間などにより異なり、教育・保育給付認定決定通知書は子ども一人に一枚ずつ交付されます。

◆ 認定される内容の概要

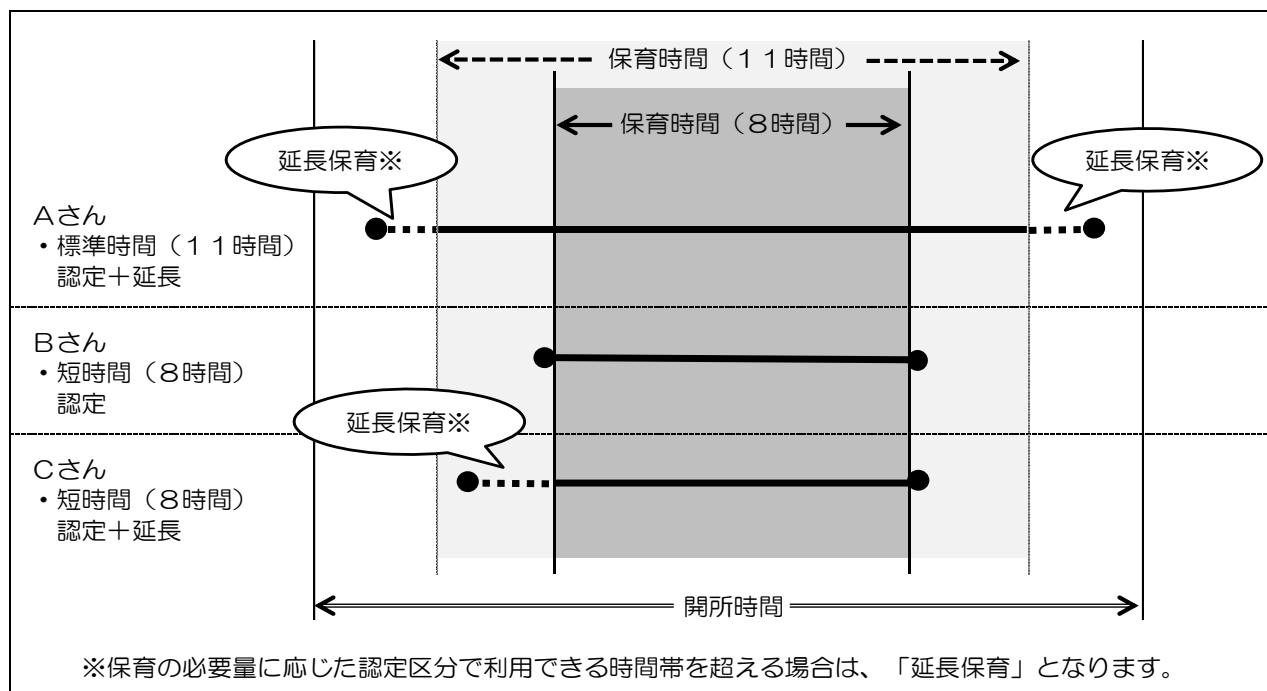
1号認定は、教育を希望される場合に認定されます。

2号及び3号認定は、保育の必要量に応じて「保育標準時間」、「保育短時間」に分類されます。

※月64時間以上120時間未満の就労でも、就労の時間帯や通勤時間を考慮して「保育標準時間」認定とすることがあります。詳しくは申込みの際にご相談ください。

認定区分	利用可能施設	児童の年齢	保育の必要性	教育・保育時間	
3号	保育所 認定こども園	出生～ 3歳の誕生日の前々日	あり	保育標準時間 1日11時間 ※月120時間 以上就労	保育短時間 1日8時間 ※月64時間 以上就労
2号		3歳の誕生日の前日～ 就学前	あり		
1号	幼稚園 認定こども園	3歳～5歳	なし	教育標準時間 1日4時間	

◆ 保育所・認定こども園（2号・3号）利用のイメージ



◆ 時間外・延長保育を利用するには

勤務の都合により、通常保育時間以外に延長保育が必要な方は、入所決定後、ご利用施設へお問い合わせください。

なお、延長保育は、保育料とは別に料金が掛かります。

延長保育料については、直接各施設にお問い合わせください。

7 市外の保育施設への申請



1 入所を希望する施設が所在する市区町村に転入（引越す）予定の場合

原則、転入予定の市区町村に申請してください。

申請方法等は、申請先の市区町村にご確認ください。

※転入予定の市区町村から、袖ヶ浦市を通して申請するよう案内された場合は、

以下のとおり袖ヶ浦市に申請してください。

(1) 提出書類

申請先の市区町村が定める書類一式

※袖ヶ浦市では提出書類の過不足や記載内容等を確認できません。申請先の市区町村にご確認ください。

※袖ヶ浦市の定める申請書類の提出は不要です。

(2) 提出先

袖ヶ浦市 保育幼稚園課 窓口

(3) 提出期限

申請先の市区町村が定める提出期限の 7 営業日前まで

(4) その他

- ・複数の市区町村に入所申請を行いたい場合は、上記内容と手続き方法が異なる場合がありますので、袖ヶ浦市保育幼稚園課までお問い合わせください。

2 入所を希望する施設が所在する市区町村に転入（引越す）予定が無い場合

以下のとおり袖ヶ浦市に申請してください。

(1) 申請要件の確認

申請を希望する市区町村が定める要件を満たす場合に、入所申請を行うことが可能です。

要件は市区町村ごとに異なりますので、申請の可否についてあらかじめ申請先の市区町村にご確認ください（申請要件の代表例：保護者の勤務先がある、里帰り出産を行う等）。

(2) 提出書類

- ・袖ヶ浦市の定める申請書類一式
- ・申請を希望する市区町村が別途定める書類

※袖ヶ浦市の定める申請書類については、2ページ「提出書類」をご確認ください。

※申請を希望する市区町村が別途定める書類は、あらかじめ申請先の市区町村にご確認ください。

(3) 提出先

袖ヶ浦市 保育幼稚園課 窓口

(4) 提出期限

申請先の市区町村が定める提出期限の 7 営業日前まで

(5) その他

- ・複数の市区町村に入所申請を行いたい場合は、上記内容と手続き方法が異なる場合がありますので、袖ヶ浦市保育幼稚園課までお問い合わせください。

8 延長保育時間

【保育標準時間認定の方】

平日

時間	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
福王台保育所 久保田保育所 根形保育所 平川保育所			保育時間（１１時間）											有料		
昭和保育園		有料	保育時間（１１時間）											※16時以降要延長申請		
長浦保育園 白ゆり保育園 大空保育園			保育時間（１１時間）											有料		
みどりの丘保育園			保育時間（１１時間）											有料		
ユーカリ保育園		有料	保育時間（１１時間）											有料		
スクルドエンジェル保育園 望海園			保育時間（１１時間）											有料		
スクルドエンジェル保育園 神納園			保育時間（１１時間）											有料		
クニナ袖ヶ浦保育園			保育時間（１１時間）											有料		
袖ヶ浦どろんこ保育園			保育時間（１１時間）											有料		
まなびの森保育園長浦			保育時間（１１時間）											有料		
認定こども園まりん			保育時間（１１時間）											有料		
百目木どろんこ保育園			保育時間（１１時間）											有料		
みどりの風保育園			保育時間（１１時間）											有料		
スクルドエンジェル保育園 袖ヶ浦園Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ			保育時間（１１時間）											有料		
アレッタ袖ヶ浦園			保育時間（１１時間）											有料		
袖ヶ浦けやき保育園			保育時間（１１時間）											有料		
キッズガーデンひまわり		有料	保育時間（１１時間）											有料		
みらいっ子るーむ			保育時間													
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21

土曜

時間	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
福王台保育所 久保田保育所 根形保育所 平川保育所			保育時間					有料								
昭和保育園		有料	保育時間					※12時以降要延長申請								
長浦保育園 白ゆり保育園 大空保育園			保育時間					有料								
みどりの丘保育園			保育時間					有料								
ユーカリ保育園		有料	保育時間											有料		
スクルドエンジェル保育園 望海園			保育時間											有料		
スクルドエンジェル保育園 神納園			保育時間											有料		
クニナ袖ヶ浦保育園			保育時間													
袖ヶ浦どろんこ保育園			保育時間											有料		
まなびの森保育園長浦			保育時間											有料		
認定こども園まりん			保育時間					有料								
百目木どろんこ保育園			保育時間											有料		
みどりの風保育園			保育時間					有料								
スクルドエンジェル保育園 袖ヶ浦園Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ			保育時間											有料		
アレッタ袖ヶ浦園			保育時間													
袖ヶ浦けやき保育園			保育時間													
キッズガーデンひまわり		有料	保育時間					有料								
みらいっ子るーむ			保育時間					有料								
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21

【保育短時間認定の方】

平日

時間	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
福王台保育所 久保田保育所 根形保育所 平川保育所			有料	保育時間（８時間）								有料				
昭和保育園			有料	保育時間（８時間）								有料				
長浦保育園 白ゆり保育園 大空保育園			有料	保育時間（８時間）								有料				
みどりの丘保育園			有料	保育時間（８時間）								有料				
ユーカリ保育園			有料	保育時間（８時間）								有料				
スクルドエンジェル保育園 望海園			有料	保育時間（８時間）								有料				
スクルドエンジェル保育園 神納園			有料	保育時間（８時間）								有料				
クニナ袖ヶ浦保育園			有料	保育時間（８時間）								有料				
袖ヶ浦どろんこ保育園			有料	保育時間（８時間）								有料				
まなびの森保育園長浦			有料	保育時間（８時間）								有料				
認定こども園まりん			有料	保育時間（８時間）								有料				
百目木どろんこ保育園			有料	保育時間（８時間）								有料				
みどりの風保育園			有料	保育時間（８時間）								有料				
スクルドエンジェル保育園 袖ヶ浦園Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ			有料	保育時間（８時間）								有料				
アレッタ袖ヶ浦園			有料	保育時間（８時間）								有料				
袖ヶ浦けやき保育園			有料	保育時間（８時間）								有料				
キッズガーデンひまわり			有料	保育時間（８時間）								有料				
みらいっ子ーむ				保育時間								有料				
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21

土曜

時間	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
福王台保育所 久保田保育所				保育時間				有料								
根形保育所 平川保育所				保育時間				13時以降の保育なし								
昭和保育園			有料	保育時間				※12時以降要延長申請				有料				
長浦保育園 白ゆり保育園 大空保育園			有料	保育時間				有料								
みどりの丘保育園				保育時間				有料								
ユーカリ保育園			有料	保育時間								有料				
スクルドエンジェル保育園 望海園			有料	保育時間								有料				
スクルドエンジェル保育園 神納園			有料	保育時間								有料				
クニナ袖ヶ浦保育園			有料	保育時間								有料				
袖ヶ浦どろんこ保育園			有料	保育時間								有料				
まなびの森保育園長浦			有料	保育時間								有料				
認定こども園まりん			有料	保育時間				有料								
百目木どろんこ保育園			有料	保育時間								有料				
みどりの風保育園				保育時間				有料								
スクルドエンジェル保育園 袖ヶ浦園Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ			有料	保育時間								有料				
アレッタ袖ヶ浦園			有料	保育時間								有料				
袖ヶ浦けやき保育園			有料	保育時間								有料				
キッズガーデンひまわり			有料	保育時間				有料								
みらいっ子ーむ				保育時間				有料								
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21

※延長保育時間は変更となる可能性がありますので、各保育所等へご確認ください。

9 施設等利用給付



施設等利用給付とは、認可外保育施設や一時預かり保育などで支払った利用料について給付する制度です。ただし、給付される金額に上限があります。

給付を受けるためには、施設等利用給付の認定が必要となり、「保育の必要性」の認定を受けている児童であれば、施設等利用給付の認定を受けることができます。

施設等利用給付の認定の手続きなどの詳細については、お問い合わせください。

1 対象となる児童

以下の条件を満たしている必要があります。

(1) 3歳～5歳の児童 または、0歳～2歳の住民税非課税世帯に属する児童

ただし、児童の年齢は、誕生日ではなく4月1日が基準日となります。

(2) 「保育の必要性」について申請し、認定を受けている方が対象です。

対象となる児童が、「保育の必要性」の認定を受けており、入所保留となっている場合には「施設等利用給付の認定に係る案内」をお送りしています。

認可外保育施設や一時預かりなどをご利用する場合は、案内をご確認の上、必要書類等を保育幼稚園課までご提出ください。

通知書に記載している有効期間が切れている場合には給付の対象となりません。

また、通知書に記載している保育の事由や住所、氏名等に変更が生じた場合には、速やかに届出をお願いします。

2 対象となるサービス

- ・一時預かり事業
- ・認可外保育施設
- ・病児保育事業
- ・ファミリー・サポートセンター事業（保育に関するサービスのみ）

ただし、施設の所在市町村の確認を受けているサービス事業者が対象となります。

「施設等利用給付」を受けることのできる施設かどうか事前に利用施設にご確認ください。利用を希望する場合は、直接各事業者へお申し込みください。

3 給付の上限額

対象者	給付の月額上限額
0歳児～2歳児の住民税非課税世帯	45,700円
3歳児～5歳児	40,300円

※児童の年齢は、誕生日ではなく、4月1日が基準日となります。

※複数のサービスを利用した場合は、合算した額となります。



10 入所待ち児童補助金



保育所等に入所を申し込んだものの、定員に空きがないなどの理由で、すぐに入所できず「保留」となっている方は、入所待ち児童補助金を利用できます。

入所待ち児童補助金は、認可外保育施設や一時預かり保育で支払った利用料について補助する制度です。

ただし、補助金額に上限額があります。

申請期限などの詳細は、お問い合わせください。

1 対象となる児童

以下の条件を満たしている必要があります。

(1) 0歳～2歳の住民税課税世帯に属する児童

ただし、児童の年齢は、誕生日ではなく4月1日が基準日となります。

(2) 「保育の必要性」について申請し、認定を受けている方が対象です。

ただし、「求職活動」または「育児休業」を事由としている方は、補助対象外となります。

また、実態として求職活動中や育児休業中の方は、補助対象外となります。

認定を受けている方には、「教育・保育給付認定決定通知書」をお送りしています。

教育・保育給付認定決定通知書に記載している有効期間が切れている場合には給付の対象となりませんのでご注意ください。

また、教育・保育給付認定決定通知書に記載している保育の事由や住所、氏名等に変更が生じた場合には、速やかに届出をお願いします。

2 対象となるサービス

- ・一時預かり事業
- ・認可外保育施設

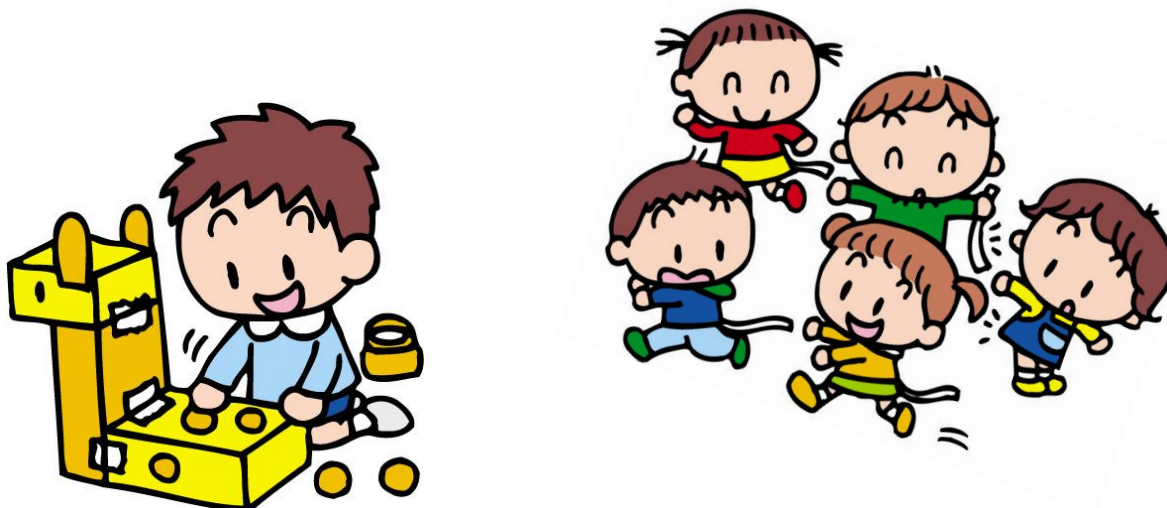
※月64時間以上利用している必要があります。

※事業所が従業員のために設置している保育施設や企業主導型保育施設は対象外です。

3 補助金額

支払った利用料の半額を補助します。

ただし、月額上限は20,000円となります。



1 1 市内認可保育所等一覧表

市 立 保 育 所					
項 目	内 容				
保育所名 所在地 電話番号 ファクス 施設定員	福王台保育所	袖ヶ浦市神納 2-19-4	Tel 62-6060	Fax 62-6064	施設定員 120 名
	久保田保育所	袖ヶ浦市久保田 1799-3	62-8331	62-8337	120 名
	根形保育所	袖ヶ浦市下新田 106-1	63-0858	63-0874	120 名
	平川保育所	袖ヶ浦市三箇 1965	75-2159	75-2779	90 名
設置者	袖ヶ浦市				
施設及び設備	保育棟、遊戯室、屋外遊技場				
受け入れ月齢	生後 5 7 日目～				
開所時間	月～金：午前 7 時 30 分～午後 7 時 土 曜：午前 7 時 30 分～午後 1 時 (福王台・久保田保育所では土曜も午後 7 時まで延長保育を実施しています)				
通常保育時間	《標準時間》月～金：午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分 (1 1 時間) 土 曜：午前 7 時 30 分～午後 1 時 《短 時 間》月～金：午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分 (8 時間) 土 曜：午前 7 時 30 分～午後 1 時				
延長保育時間 (有料)	※ 詳細は 7・8 ページ「延長保育時間について」をご参照ください				
障がい児保育の 状況	集団保育が可能な場合、入所申込み時にご相談ください				
給食の状況	3 歳未満児は主食（ご飯）及び副食（おかず）を提供し、3 歳以上児は副食を提供します ※ 3 歳以上児の副食費については、別途料金徴収有				
児童の送迎	原則家庭送迎、ただし満 3 歳になった翌月以降で利用許可された児童はバス利用可能です。 (運行区域・時間制限有)				
休日	日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）				
入所（園）の時期	家庭で保育ができない状況が発生したときの翌月の初日				
退所（園）の時期	家庭で保育ができない状況が消滅したときの月の末日				
保護者会の有無	無				
園児服の有無	無				
その他の負担	カラー帽子、名札、クレヨン、防災ずきん等一部保護者負担あり				
保育方針	1 養護と教育が一体となった保育を通して子どもの育ちを支えます 2 保護者の状況や意向を受け止め、より良い協力関係を築きながら子育てを支えます 3 地域に開かれた保育所として、関係機関と連携をとりながら子育て支援に貢献します				
上記の他に 保育所が自主的 に取り組んでいる事業	一時預かり事業：根形保育所 誰でも通園制度事業：平川保育所（一般型（専用室独立）） 子育て支援事業 園庭開放：全市立保育所 午前 9 時 30 分～11 時 30 分 なかよし広場：3・4・8 月を除き、第 2・3・4 木曜日、 福王台保育所以外 3 か所で持ち回りで実施（無料） 園庭の他、遊戯室も開放 午前 9 時 30 分～11 時 30 分 世代間交流事業（地域高齢者等）：福王台保育所				

私 立 保 育 園		
項 目	内 容	
保育園名	昭和保育園	長浦保育園
所在地	袖ヶ浦市奈良輪 7 8 2 - 1	袖ヶ浦市蔵波 2 5 9 8 - 1
電話・ファクス	Tel 62-2427 ・ Fax 62-1969	Tel 62-2250 ・ Fax 62-2271
設置者	社会福祉法人 四恩会 (園長 杉谷 乃百合)	社会福祉法人 創幼福祉会 (園長 小林 雄士)
施設及び設備	保育棟、遊戯室、屋外遊技場	
施設定員	90名	130名
受入れ月齢	生後57日目～	
開園時間	月～金：午前7時～午後7時 土 曜：午前7時～午後6時	月～金：午前7時～午後8時 土 曜：午前7時～午後7時
通常保育時間	《標準時間》 月～金：午前8時～午後7時（11 時間） 土 曜：午前8時～午後6時 《短時間》 月～金：午前8時～午後4時（8 時間） 土 曜：午前8時～午後4時	《標準時間》 月～金：午前7時～午後6時（11 時間） 土 曜：午前7時～午後1時 《短時間》 月～金：午前8時30分～午後4時30分（8 時間） 土 曜：午前8時30分～午後1時
延長保育時間 (有料)	※詳細は7・8ページ「延長保育時間について」を参照ください	
障がい児保育 の状況	集団保育が可能な場合、入所申込み時にご相談ください	
給食の状況	主食(ご飯)及び副食(おかず)を提供します（3歳児以上の主食費及び副食費は別途料金徴収有）	
児童の送迎	原則家庭送迎、ただし3歳児クラス以上で利用許可された児童は、バス利用可能です。(運行区域・時間制限有)	
休日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月4日）、 お盆休み(※日程は毎年保護者会との協議で決定)	年末年始（12月29日～1月3日） ※日曜、祝日は別途有料
入所（園）の 時期	家庭で保育ができない状況が発生したときの翌月の初日	
退所（園）の 時期	家庭で保育ができない状況が消滅したときの月の末日	
父母会の有無	有	無
園児服の有無	有（負担金有、3歳～）	有（負担金有、3歳～）
その他の負担	あり（保育園にお問い合わせください）	あり（保育園にお問い合わせください）
保育方針	キリスト教による愛に基づいた保育 1 優しい心、強い身体 2 自立の習慣を身につける 3 正しく綺麗な言葉遣い 4 発見と創造力に富む 5 美しいものに感動する心	子ども一人一人が、日常生活や社会環境を通してさまざまな体験の中から規則やマナーの大切さを学ぶとともに自らが知りたいことや創りあげたい物への、挑戦と探究する心を育む。
上記の他に保 育園が自主的 に取り組んで いる事業	一時預かり事業 子育て支援事業 （子育て支援センター・ぱる） 音楽指導・英語指導 世代間交流事業	子育て支援事業 （子育て支援センター・すまいるらんど） 病後児保育事業（マミー） 休日保育事業（日曜・祝日、午前8時～午後5時の保育） 世代間交流事業

私 立 保 育 園		
項 目	内 容	
保育園名 所在地 電話・ファクス	白ゆり保育園 袖ヶ浦市蔵波2592-1 Tel 38-3258 ・ Fax 38-3285 ※台風25号の影響により園舎復旧工事中 令和9年3月までに工事完了予定 工事等の状況は随時市ホームページで お知らせします 復旧中の連絡先 Tel 080-5695-6594	大空保育園 袖ヶ浦市神納1136-1 Tel 53-8224 ・ Fax 53-8334
設置者	社会福祉法人 創幼福祉会 (園長 天野 深雪)	社会福祉法人 創幼福祉会 (園長 今関 美果)
施設及び設備	保育棟、遊戯室、屋外遊技場	
施設定員	150名	120名
受入れ月齢	生後57日目～	
開園時間	月～金：午前7時～午後8時 土 曜：午前7時～午後7時	月～金：午前7時～午後8時 土 曜：午前7時～午後7時
通常保育時間	《標準時間》 月～金：午前7時～午後6時（11時間） 土 曜：午前7時～午後1時 《短時間》 月～金：午前8時30分～午後4時30分（8時間） 土 曜：午前8時30分～午後1時	《標準時間》 月～金：午前7時～午後6時（11時間） 土 曜：午前7時～午後1時 《短時間》 月～金：午前8時30分～午後4時30分（8時間） 土 曜：午前8時30分～午後1時
延長保育時間 （有料）	※詳細は7・8ページ「延長保育時間について」をご参照ください	
障がい児保育 の状況	集団保育が可能な場合、入所申込み時にご相談ください	
給食の状況	主食(ご飯)及び副食(おかず)を提供します（3歳児以上の主食費及び副食費は別途料金徴収有）	
児童の送迎	原則家庭送迎、ただし3歳児クラス以上で利用許可された児童は、バス利用可能です。（運行区域・時間制限有）	
休日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
入所（園）の 時期	家庭で保育ができない状況が発生したときの翌月の初日	
退所（園）の 時期	家庭で保育ができない状況が消滅したときの月の末日	
父母会の有無	無	無
園児服の有無	有（負担金有、3歳～）	有（負担金有、3歳～）
その他の負担	あり（保育園にお問い合わせください）	あり（保育園にお問い合わせください）
保育方針	子ども一人一人が、日常生活や社会環境を通してさまざまな体験の中から規則やマナーの大切さを学ぶとともに自らが知りたいことや創りあげたい物への、挑戦と探究する心を育む。	子ども一人一人が、日常生活や社会環境を通してさまざまな体験の中から規則やマナーの大切さを学ぶとともに自らが知りたいことや創りあげたい物への、挑戦と探究する心を育む。
上記の他に保 育園が自主的 に取り組んで いる事業	子育て支援事業（支援センター ゆうゆう） 病児保育事業（体調不良児対応型） 音楽指導・体育指導・英語指導 おむつのサブスク（0・1歳児の希望者のみ）	病児保育事業（体調不良児対応型）

私 立 保 育 園		
項 目	内 容	
保育園名	みどりの丘保育園	ユーカリ保育園
所在地	袖ヶ浦市蔵波3108-177	袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前1丁目22番地3
電話・ファクス	Tel 97-5552 ・ Fax 97-5554	Tel 40-5356 ・ Fax 40-5357
設置者	社会福祉法人 みどりの風 (園長 露崎 智至)	社会福祉法人 里心会 (園長 青崎 紀一)
施設及び設備	保育棟、遊戯室、屋外遊技場	保育棟、屋外遊技場
施設定員	90名	60名
受入れ月齢	生後57日目～	
開園時間	月～金：午前7時～午後7時 土 曜：午前7時～午後7時	月～金：午前7時～午後7時 土 曜：午前7時～午後7時
通常保育時間	《標準時間》 月～金：午前7時～午後6時（11時間） 土 曜：午前7時～午後1時 《短時間》 月～金：午前8時30分～午後4時30分（8時間） 土 曜：午前7時～午後1時	《標準時間》 月～金：午前7時30分～午後6時30分（11時間） 土 曜：午前7時30分～午後6時30分 《短時間》 月～金：午前8時30分～午後4時30分（8時間） 土 曜：午前8時30分～午後4時30分
延長保育時間 (有料)	※詳細は7・8ページ「延長保育時間について」をご参照ください	
障がい児保育 の状況	集団保育が可能な場合、入所申込み時にご相談ください	
給食の状況	主食(ご飯)及び副食(おかず)を提供します（3歳児以上の主食費及び副食費は別途料金徴収有）	
児童の送迎	原則家庭送迎、ただし3歳児クラス以上で利用許可された児童は、バス利用可能です。(運行区域・時間制限有)	
休日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
入所(園)の 時期	家庭で保育ができない状況が発生したときの翌月の初日	
退所(園)の 時期	家庭で保育ができない状況が消滅したときの月の末日	
父母会の有無	無	無
園児服の有無	無	無 ただし体操服等有（負担金有、3歳～）
その他の負担	保育用品購入代、絵本代・月々400円程度等	保育用品購入代、絵本代月々400円程度等
保育方針	それぞれの発達段階に適した豊かな環境の中で、子ども自身の力を発見し、子どもが持つ自発性、自主性を大切にして、自ら生きようとする力を育てます	「個性を認め合い、生きる力を育てる」を保育理念とし、それぞれの得意なことを引き出し、個々の力を認め合える関わり方を心がけます。 子ども達が自然とお友達の個性を受け止め、自分の意思を伝えあいながら、力を合わせて一つのことを成し遂げる喜びを培えるようにします。
上記の他に保 育園が自主的 に取り組んで いる事業	千葉県自然環境保育認証 一時預かり事業 病後児保育事業 子育て支援事業(子育て支援センター・はぐくみ) 高齢者との交流事業 英語指導 音楽指導 使用済みオムツの廃棄	療育相談 病児保育事業(体調不良児対応型) 英語プログラム、リトミック、体操指導 おむつの定額使い放題サービス(希望者のみ) 世代間交流事業、小学校との交流、子育て支援 一時預かり事業 誰でも通園制度事業(余裕活用型)

私 立 保 育 園		
項 目	内 容	
保育園名	スクルドエンジェル保育園 望海園	スクルドエンジェル保育園 神納園
所在地	袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前2丁目14番地6	袖ヶ浦市神納2722-3
電話・ファクス	Tel 42-1743 ・ Fax 42-1745	Tel 42-1045 ・ Fax 42-1046
設置者	SOUキッズケア株式会社 (園長 支倉 浩子)	SOUキッズケア株式会社 (園長 高岡 礼乃)
施設及び設備	保育室、給食室、園庭	保育室、給食室、遊戯コーナー、園庭
施設定員	76名	70名
受入れ月齢	生後57日目～	
開園時間	月～金：午前7時～午後7時 土 曜：午前7時～午後7時	月～金：午前7時～午後7時 土 曜：午前7時～午後7時
通常保育時間	《標準時間》 月～金：午前7時～午後6時（11時間） 土 曜：午前7時～午後6時 《短時間》 月～金：午前8時30分～午後4時30分（8時間） 土 曜：午前8時30分～午後4時30分	《標準時間》 月～金：午前7時～午後6時（11時間） 土 曜：午前7時～午後6時 《短時間》 月～金：午前8時30分～午後4時30分（8時間） 土 曜：午前8時30分～午後4時30分
延長保育時間 (有料)	※詳細は7・8ページ「延長保育時間について」をご参照ください	
障がい児保育 の状況	集団保育が可能な場合、入所申込み時にご相談ください	
給食の状況	主食(ご飯)及び副食(おかず)を提供します（3歳児以上の主食費及び副食費は別途料金徴収有） ※お弁当持参日があります。	
児童の送迎	家庭送迎	家庭送迎
休日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
入所（園）の 時期	家庭で保育ができない状況が発生したときの翌月の初日	
退所（園）の 時期	家庭で保育ができない状況が消滅したときの月の末日	
父母会の有無	無	無
園児服の有無	無	無
その他の負担	あり（保育園にお問い合わせください）	あり（保育園にお問い合わせください）
保育方針	一人ひとりの子どもの状況や発達過程を踏まえ、子どもが自ら伸びゆく力を愛情を持って支える 子ども、家庭、職員が共に成長できる保育園を目指す 家庭的な雰囲気の中で、保育者に対して安心感と信頼感を持てるような関わりを持つ	一人ひとりの子どもの状況や発達過程を踏まえ、子どもが自ら伸びゆく力を愛情を持って支える 子ども、家庭、職員が共に成長できる保育園を目指す 家庭的な雰囲気の中で、保育者に対して安心感と信頼感を持てるような関わりを持つ
上記の他に保育園が自主的に取り組んでいる事業	幼児英会話、幼児体育、幼児プログラミング モンテッソーリをとりいれた遊び 保育ICTサービス導入（乳児用午睡センサー、アプリケーションを使った連絡等） 寝具の衛生管理 オムツの定額使い放題サービス（希望者のみ） 使用済みオムツの廃棄	幼児英会話、幼児体育、幼児プログラミング モンテッソーリをとりいれた遊び 保育ICTサービス導入（乳児用午睡センサー、アプリケーションを使った連絡等） 寝具の衛生管理 オムツの定額使い放題サービス（希望者のみ） 使用済みオムツの廃棄

私 立 保 育 園	
項 目	内 容
保育園名	クニナ袖ヶ浦保育園
所在地	袖ヶ浦市神納2942-2
電話・ファクス	Tel 62-8008 ・ Fax 62-8009
設置者	社会福祉法人 美咲会 (園長 小川 晶子)
施設及び設備	保育棟、屋外遊戯場
施設定員	130名
受入れ月齢	生後57日目～
開園時間	月～金：午前7時～午後8時 土 曜：午前7時～午後6時
通常保育時間	《標準時間》 月～金：午前7時～午後6時（11時間） 土 曜：午前7時～午後6時 《短時間》 月～金：午前8時30分～午後4時30分（8時間） 土 曜：午前8時30分～午後4時30分
延長保育時間 (有料)	※詳細は7・8ページ「延長保育時間について」をご参照ください
障がい児保育 の状況	集団保育が可能な場合、入所申込み時にご相談ください
給食の状況	主食(ご飯)及び副食(おかず)を提供します（3歳児以上の主食費及び副食費は別途料金徴収有） 土曜日にも給食の提供があります
児童の送迎	原則家庭送迎、ただし3歳児クラス以上で利用許可された児童は、バス利用可能です。（運行区域・時間制限有）
休日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
入所（園）の 時期	家庭で保育ができない状況が発生したときの翌月の初日
退所（園）の 時期	家庭で保育ができない状況が消滅したときの月の末日
父母会の有無	無
園児服の有無	無
その他の負担	カラー帽子（入園時）、シーツ（0・1歳児）、ワーク・月刊本（3歳以上児～月400円程度）、 園Tシャツ（2歳児～）
保育方針	意欲・・・愛された子どもは困難を乗り越える力を身につけます。 心・・・愛された子どもは自分も友だちも愛することができるようになります。 個性・・・愛された子どもは自分の個性に磨きをかけ、友だちの個性を尊重します。
上記の他に保 育園が自主的 に取り組んで いる事業	英語レッスン（2歳児～）、空手指導（4歳児～） 一時預かり事業、病児保育事業（体調不良児対応型）、 ICTサービス（連絡帳・登降園・お便り配信等）、 クニナの楽スク（オムツ・おしり拭き・エプロン・手口拭きのサブスク） 世代間交流事業、療育相談、アレルギー対応、寝具の衛生管理、 使用済みオムツの廃棄、土曜日給食提供、保育園見学、育児相談



私 立 保 育 園		
項 目	内 容	
保育園名 所在地 電話・ファクス	袖ヶ浦どろんこ保育園 袖ヶ浦市奈良輪801-1 TEL 97-7913 ・ Fax 97-7915	まなびの森保育園長浦 袖ヶ浦市蔵波95-1 TEL・Fax 97-7898
設置者	社会福祉法人 どろんこ会 （施設長 小松 聡子）	株式会社こどもの森 （園長 弘川 悠 ）
施設及び設備	保育室、駐輪場、園庭、やぎ小屋	保育棟、屋外遊戯場
施設定員	90名	90名
受入れ月齢	生後57日目～	
開園時間	月～金：午前7時～午後8時 土 曜：午前7時～午後8時	月～金：午前7時～午後8時 土 曜：午前7時～午後8時
通常保育時間	《標準時間》 月～金：午前7時～午後6時（11時間） 土 曜：午前7時～午後6時 《短時間》 月～金：午前8時30分～午後4時30分（8時間） 土 曜：午前8時30分～午後4時30分	《標準時間》 月～金：午前7時～午後6時（11時間） 土 曜：午前7時～午後6時 《短時間》 月～金：午前8時30分～午後4時30分（8時間） 土 曜：午前8時30分～午後4時30分
延長保育時間（有料）	※詳細は7・8ページ「延長保育時間について」をご参照ください	
障がい児保育の状況	集団保育が可能な場合、入所申込み時にご相談ください	
給食の状況	主食（ご飯）及び副食（おかず）を提供します（3歳児以上の主食費及び副食費は別途料金徴収有） 土曜日も給食の提供があります	
児童の送迎	家庭送迎	家庭送迎
休日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
入所（園）の時期	家庭で保育ができない状況が発生したときの翌月の初日	
退所（園）の時期	家庭で保育ができない状況が消滅したときの月の末日	
父母会の有無	無	無
園児服の有無	無	無
その他の負担	あり（保育園にお問い合わせください）	あり（保育園にお問い合わせください）
保育方針	【にんげん力。育てます。】 「にんげん力」を身につけるために必要な遊び・野外体験を提案実践し、“自分で考え、行動する思考”を育み、課題や困難に向き合うたくましい未来を創ります。 【センス・オブ・ワンダー】子どもが“畑仕事・稲刈り・ヤギや鶏の世話などの労働”や、“自然の中での体験”を通して、ものの性質や身近な事象・生命の尊さ・食材や食の循環に気づくことができるように、10よりも100の経験を与え、子どもが“したいと思う活動”を安全に行えるように見守り、支援してゆきます。	豊かな人間性と信頼感を育む共感の保育を創造します 現在を最もよく生き、希望の未来を創り出す力の基礎を培います 基本的な生活習慣を養い、落ち着いた雰囲気の中で情緒の安定と健全な成長の基礎を培います 様々な経験を通して、豊かな感性を育てます
上記の他に保育園が自主的に取り組んでいる事業	子育て支援事業（子育て支援センター・ちきんえっぐ）	リトミック、体操指導、英語レッスン 栽培活動、科学遊び、 近隣職場体験、持ち物簡略化、 使用済みオムツの廃棄 オムツのサブスク など

認 定 こ ど も 園		
項 目	内 容	
保育園名	認定こども園まりん	百目木どろんこ保育園
所在地	袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前2丁目34番地2	袖ヶ浦市百目木 200 番地
電話・ファクス	Tel 38-5101 ・ Fax 38-5102	Tel 40-5318 ・ Fax 40-5329
設置者	社会福祉法人 創幼福祉会 (園長 鳥海 真由美)	社会福祉法人 どろんこ会 (施設長 齋藤 みどり)
施設及び設備	保育棟、遊戯室、屋外遊技場	保育室、駐輪場、園庭、やぎ小屋
施設定員	180名(2号・3号)、60名(1号)	75名(2号・3号)、45名(1号)
受入れ月齢	生後57日目～	
開園時間	月～金：午前7時～午後8時 土 曜：午前7時～午後7時	月～金：午前7時～午後8時 土 曜：午前7時～午後8時
通常保育時間	《標準時間》 月～金：午前7時～午後6時(11時間) 土 曜：午前7時～午後1時 《短時間》 月～金：午前8時30分～午後4時30分(8時間) 土 曜：午前8時30分～午後1時	《標準時間》 月～金：午前7時～午後6時(11時間) 土 曜：午前7時～午後6時 《短時間》 月～金：午前8時30分～午後4時30分(8時間) 土 曜：午前8時30分～午後4時30分
延長保育時間 (有料)	※詳細は7・8ページ「延長保育時間について」をご参照ください	
障がい児保育 の状況	集団保育が可能な場合、入所申込み時にご相談ください	
給食の状況	主食(ご飯)及び副食(おかず)を提供します(3歳児以上の主食費及び副食費は別途料金徴収有)	主食(ご飯)及び副食(おかず)を提供します(3歳児以上の主食費及び副食費は別途料金徴収有) 土曜日も給食の提供があります
児童の送迎	家庭送迎、ただし3歳児クラス以上で利用許可された児童は、バス利用可能です。(運行区域・時間制限有)	家庭送迎
休日	年末年始(12月29日～1月3日) ※日曜日、祝日は別途有料	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
入所(園)の 時期	家庭で保育ができない状況が発生したときの翌月の初日	
退所(園)の 時期	家庭で保育ができない状況が消滅したときの月の末日	
父母会の有無	無	無
園児服の有無	有 (負担金有、3歳～)	無
その他の負担	特定教育費(0歳から5歳 月々1,500円)、 保育用品購入代、絵本代(月々400円程度)	あり(保育園にお問い合わせください)
保育方針	子ども一人一人が、日常生活や社会環境を通してさまざまな体験の中から規則やマナーの大切さを学ぶとともに自らが知りたいことや創りあげたい物への、挑戦と探究する心を育む。	【にんげん力。育てます。】 「にんげん力」を身につけるために必要な遊び・野外体験を提案実践し、“自分で考え、行動する思考”を育み、課題や困難に向き合うたくましい未来を創ります。 【センス・オブ・ワンダー】 子どもが“畑仕事・稲刈り・ヤギや鶏の世話などの労働”や、“自然の中での体験”を通して、ものの性質や身近な事象・生命の尊さ・食材や食の循環に気づくことができるように、10よりも100の経験を与え、子どもが“したいと思う活動”を安全に行えるように見守り、支援してゆきます。
上記の他に保 育園が自主的 に取り組んで いる事業	一時預かり事業(さんご) 子育て支援事業 (子育て支援センター・きらら) 病児保育事業(くらげ) 休日保育事業(日曜、祝日の保育)	一時預かり事業 子育て支援事業(子育て支援センター・ちきんえっぐ)

小規模保育事業		
項 目	内 容	
保育園名 所在地 電話・ファクス	みどりの風保育園 袖ケ浦市蔵波3108番地18 TEL 38-5666 ・ Fax 38-5667	スクルドエンジェル保育園 袖ケ浦園Ⅰ・Ⅱ 袖ケ浦市袖ケ浦駅前1丁目39番地10 ゆりまち袖ケ浦駅前モール内2階 TEL 42-1553 ・ Fax 42-1554
設置者	社会福祉法人 みどりの風 （園長 前田 麻衣）	SOUキッズケア株式会社 （袖ケ浦園Ⅰ園長 西澤 生子） （袖ケ浦園Ⅱ園長 市田 亜樹）
施設及び設備	保育室、給食室	保育室、給食室、園庭
施設定員	19名（0歳：5名、1歳：7名、2歳：7名）	Ⅰ 19名（0歳：5名、1歳：7名、2歳：7名） Ⅱ 19名（0歳：5名、1歳：7名、2歳：7名）
受入れ月齢	生後57日目～3歳未満児	
開園時間	月～金：午前7時～午後7時 土曜：午前7時～午後7時	月～金：午前7時～午後7時 土曜：午前7時～午後7時
通常保育時間	《標準時間》 月～金：午前7時～午後6時（11時間） 土 曜：午前7時～午後1時 《短時間》 月～金：午前8時30分～午後4時30分（8時間） 土 曜：午前7時～午後1時	《標準時間》 月～金：午前7時～午後6時（11時間） 土 曜：午前7時～午後6時 《短時間》 月～金：午前8時30分～午後4時30分（8時間） 土 曜：午前8時30分～午後4時30分
延長保育時間（有料）	※詳細は7・8ページ「延長保育時間について」をご参照ください	
障がい児保育の状況	集団保育が可能な場合、入所申込み時にご相談ください	
給食の状況	あり（連携施設から搬入）	あり（施設内調理）※お弁当持参日があります。
児童の送迎	家庭送迎	家庭送迎
休日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
入所（園）の時期	家庭で保育ができない状況が発生したときの翌月の初日	
退所（園）の時期	家庭で保育ができない状況が消滅したときの月の末日 もしくは3歳になった年の年度末のどちらか早い方	
父母会の有無	無	無
園児服の有無	無	無
その他の負担	あり（保育園にお問い合わせください）	あり（保育園にお問い合わせください）
保育方針	それぞれの発達段階に適した豊かな環境の中で、子ども自身の力を発見し、子どもが持つ自発性、自主性を大切にして、自ら生きようとする力を育てます	一人ひとりの子どもの状況や発達過程を踏まえ、子どもが自ら伸びゆく力を愛情を持って支える 子ども、家庭、職員が共に成長できる保育園を目指す 家庭的な雰囲気の中で、保育者に対して安心感と信頼感を持てるような関わりを持つ
上記の他に保育園が自主的に取り組んでいる事業	一時預かり事業 異年齢交流 使用済みオムツの廃棄	幼児英会話、幼児体育 モンテッソーリをとり入れた遊び 保育ICTサービス導入（乳児用午睡センサー、アプリケーションを使った連絡等） 寝具の衛生管理 オムツの定額使い放題サービス（希望者のみ） 使用済みオムツの廃棄

小 規 模 保 育 事 業		
項 目	内 容	
保育園名	アレッタ袖ヶ浦園	スクルドエンジェル保育園 袖ヶ浦園Ⅲ
所在地	袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前1-31-15	袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前1-39-13
電話・ファクス	Tel 42-1616 ・ Fax 42-1616	ウィザースレジデンス袖ヶ浦Ⅱ内1階 Tel 73-3624 ・ Fax 77-7499
設置者	株式会社エテルノ (園長 溝口 志保)	SOUキッズケア株式会社 (園長 早川 真知子)
施設及び設備	保育室、給食室、園庭	保育室、給食室、園庭
施設定員	19名(0歳:6名、1歳:6名、2歳:7名)	19名(0歳:5名、1歳:7名、2歳:7名)
受入れ月齢	生後57日目～3歳未満児	
開園時間	月～金:午前7時～午後7時 土 曜:午前7時～午後6時	月～金:午前7時～午後7時 土 曜:午前7時～午後7時
通常保育時間	《標準時間》 月～金:午前7時～午後6時(11時間) 土 曜:午前7時～午後6時 《短時間》 月～金:午前8時～午後4時(8時間) 土 曜:午前8時～午後4時	《標準時間》 月～金:午前7時～午後6時(11時間) 土 曜:午前7時～午後6時 《短時間》 月～金:午前8時30分～午後4時30分(8時間) 土 曜:午前8時30分～午後4時30分
延長保育時間(有料)	※詳細は7・8ページ「延長保育時間について」をご参照ください	
障がい児保育の状況	集団保育が可能な場合、入所申込み時にご相談ください	
給食の状況	あり(施設内調理)	あり(施設内調理)※お弁当持参日があります。
児童の送迎	家庭送迎	家庭送迎
休日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
入所(園)の時期	家庭で保育ができない状況が発生したときの翌月の初日	
退所(園)の時期	家庭で保育ができない状況が消滅したときの月の末日 もしくは3歳になった年の年度末のどちらか早い方	
父母会の有無	無	無
園児服の有無	無	無
その他の負担	あり(保育園にお問い合わせください)	あり(保育園にお問い合わせください)
保育方針	子どもの一人一人の発達に合わせた基本的な生活習慣を身に付けます。 一人一人の子どもの主体性を尊重し、子どもの自己が発揮されるよう環境を構成します。 音楽や自然、楽しい食事を通して様々な感覚を味わいます。 家庭、地域と連携を取り、子どもが安心して快適に過ごせるようにします。	一人ひとりの子どもの状況や発達過程を踏まえ、子どもが自ら伸びゆく力を愛情を持って支える 子ども、家庭、職員が共に成長できる保育園を目指す 家庭的な雰囲気の中で、保育者に対して安心感と信頼感を持てるような関わりを持つ
上記の他に保育園が自主的に取り組んでいる事業	一時預かり事業(余裕活用型) 誰でも通園制度事業(余裕活用型) 子育て支援事業:園内開放、育児相談など ICTサービスの導入 使用済みオムツの廃棄	幼児英会話、幼児体育 モンテッソーリをとり入れた遊び 保育ICTサービス導入(乳児用午睡センサー、アプリケーションを使った連絡等) 寝具の衛生管理 オムツの定額使い放題サービス(希望者のみ) 使用済みオムツの廃棄

	小規模保育事業	事業所内保育事業
項目	内 容	
保育園名 所在地 電話・ファクス	袖ヶ浦けやき保育園 袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前 1 丁目 10 番地 4 Tel 97-5282・Fax 97-5283	キッズガーデンひまわり 袖ヶ浦市蔵波 2713 番地 9 Tel 63-4012・Fax 63-8863
設置者	特定非営利活動法人 キッズルームけやき (園長 古舘 友理恵)	社会医療法人社団 さつき会 (施設長 川名 克弘)
施設及び設備	保育室、フリースペース、給食室、園庭	保育室、給食室
施設定員	19 名 (1 歳：9 名、2 歳：10 名)	28 名 (0 歳：5 名、1 歳：11 名、2 歳：12 名)
受入れ月齢	1 歳児から 3 歳未満児	生後 5 ヶ月～3 歳未満児
開園時間	月～金：午前 7 時～午後 7 時 土 曜：午前 7 時～午後 6 時	月～金：午前 7 時～午後 7 時 土 曜：午前 7 時～午後 7 時
通常保育時間	《標準時間》 月～金：午前 7 時～午後 6 時 (11 時間) 土 曜：午前 7 時～午後 6 時 《短時間》 月～金：午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分 (8 時間) 土 曜：午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分	《標準時間》 月～金：午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分 (11 時間) 土 曜：午前 7 時 30 分～午後 1 時 《短時間》 月～金：午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分 (8 時間) 土 曜：午前 7 時 30 分～午後 1 時
延長保育時間 (有料)	※ 詳細は 7・8 ページ「延長保育時間について」をご参照ください	
障がい児保育の状況	集団保育が可能な場合、入所申込み時にご相談ください	集団保育が可能な場合、入所申込み時にご相談ください
給食の状況	あり (施設内調理) ※お弁当持参日があります。	あり (施設内調理) 土曜日は第 1・3・5 土曜日のみ提供あり
児童の送迎	家庭送迎	家庭送迎
休日	日曜日、祝日、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)	日曜日、祝日、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)
入所 (園) の時期	家庭で保育ができない状況が発生したときの翌月の初日	
退所 (園) の時期	家庭で保育ができない状況が消滅したときの月の末日 もしくは 3 歳になった年の年度末のどちらか早い方	
父母会の有無	無	無
園児服の有無	無	無
その他の負担	あり (保育園にお問い合わせください)	あり (保育園にお問い合わせください)
保育方針	小さなことでも選択肢を多く与え、自分で選び、やりたいという気持ちを大事にしていきます。 さまざまな経験がこれから先のお子さまの成長に影響します。子どもたちの「自己肯定感の育成」を第一にしていきます。	家庭的な雰囲気大切に一人ひとりの発育や発達に応じて丁寧な関わりを心掛けその子らしさが育つ援助をする 子どもの安全と安心を基本とし自ら伸びる力を育てる多様性のある保育をする 個性を尊重し心身ともに健康で情緒豊かな調和のとれた子どもの育ちを支える
上記の他に保育園が自主的に取り組んでいる事業	外部講師によるスクール活動 モンテッソーリ教育の実施 おむつ定額制 (希望者) ICT システム活用による連絡帳アプリ 使用済みオムツ廃棄 誰でも通園制度事業 (一般型 (在園児合同))	

【15 家庭的保育事業 (みらいっ子るーむ) 利用案内 (26 ページ)] もご参照ください

1 2 バスの運行

保護者による送迎が原則ですが、各保育所等とも通園バスを運行しています。

3歳児クラス（公立は満3歳になった翌月）から利用できますが、手続きが必要です。

「利用申請書」を提出し、許可された方のみ通園バスを利用できます。

運行区域は、原則として保育所ごとに次の区域内とし、運行経路は、利用児童分布、交通事情等を考慮のうえ4月に決定しています。

※運行時間は、迎えが午前8時～9時位、送りが午後4時～5時位となります。

停留所などの詳細につきましては、ご利用の保育所等にご確認ください。

保育所(園)名	運 行 区 域
福王台保育所	坂戸市場、奈良輪、神納、福王台、袖ヶ浦駅前
久保田保育所	蔵波、久保田、代宿、久保田代宿入会地、蔵波台、長浦駅前
根形保育所	飯富、下新田、三ツ作、大曽根、野田、勝、のぞみ野、岩井、蔵波台
平川保育所	永地、下泉、上泉、野里、高谷、三箇、永吉、川原井、林、岩井、百目木、横田、大鳥居、下根岸、阿部、堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、玉野、上宮田、下宮田、三黒、谷中
百目木どろんこ保育園	※平川保育所のバスが試行的に送迎を実施。運行区域は上記と同じ。
昭和保育園	坂戸市場、奈良輪、神納、福王台、今井、蔵波、代宿
長浦保育園	蔵波、蔵波台、長浦、福王台、袖ヶ浦駅前
白ゆり保育園	奈良輪、蔵波、蔵波台、長浦、神納、袖ヶ浦駅前
大空保育園	坂戸市場、奈良輪、神納、今井、蔵波、蔵波台、福王台
みどりの丘保育園	蔵波、蔵波台、長浦、今井、袖ヶ浦駅前、福王台、飯富、大曽根、のぞみ野
ユーカリ保育園	奈良輪、袖ヶ浦駅前、坂戸市場、福王台、神納、今井
クニナ袖ヶ浦保育園	長浦、蔵波、蔵波台、福王台、奈良輪、袖ヶ浦駅前、神納、のぞみ野
認定こども園まりん	奈良輪、福王台、今井、蔵波台、神納、長浦



1 3 給食

乳幼児期の食事は、健康な体づくりや味覚の形成だけでなく、楽しく食事をしながら好ましい食習慣の基礎を築くという大きな意味をもっています。保育所等の給食は、年齢や発達の特性に応じて食事を提供することはもちろんですが、さらに給食を通じて、望ましい食習慣の形成や食事についての正しい理解、衛生についての知識を得るなど、保育の上でも大きな柱となっています。

I 給食の基本形態

- [月曜日～金曜日]** 0 歳 児…調乳・離乳食
1・2歳児…主食（ご飯）、副食（おかず）、おやつ（午前、午後）
3歳以上児…【公立】副食、おやつ（午後）、主食は持参してください。
…【私立】主食、副食、おやつ（午後）
3歳以上児の副食、おやつは実費負担となります。
公立は月額5,100円（予定）。
私立は各園にお問い合わせください。

- [土曜日]** 0 歳 児…調乳・おやつ
1 歳 以上 児…おやつ
時間外・延長保育の必要な方は、おかず入りのお弁当持参となります。
一部の園で給食の提供があります（11ページ～21ページ参照）。

アレルギー配慮食 医師の診断により配慮食を提供しています。
入所決定後、保育所等にご相談下さい。

II 副食費の免除（保育所（園）・認定こども園の入所児童が対象）

（1）免除対象者 次のいずれかに該当する児童は副食費が免除されます。

- ①所得割額が57,700円未満の2号認定児童
 - ②所得割額が77,101円未満のひとり親世帯もしくは障害世帯の2号認定児童
 - ③所得割額が57,700円以上77,101円未満の第2子以降の2号認定児童
 - ④負担額算定基準子どもから数えて第3子以降の2号認定児童
- ※「第3子以降の児童」とは、未就学児のみを数えて3番目以降の児童です。

（2）市税に変更があった場合

①～③に該当する場合であっても、年度途中で市税に変更があった場合は、その年度内に限り、さかのぼって再度判定します。

例えば、10月以降に市税の増額更正（変更）が行われ、免除対象外となった場合は、10月までさかのぼって副食費をお支払いいただくことになります。



1 4 保育料

I 3 歳児クラス～5 歳児クラスの児童

令和元年10月からの幼児教育・保育無償化の制度開始に伴い、保育料は無料になっています。

（通園送迎費、食材料費、行事費などは保護者の負担になります）

II 0 歳児クラス～2 歳児クラスの児童

（1）算定

お子さんの年齢、保護者の**市民税所得割額**により各階層を決定します。

	施設を利用する月	市民税該当年度
利用月と 市民税年度	4月分から8月分まで	令和8年度 市民税の所得割額 （令和7年1月から令和7年12月までの収入で 決定された課税額）
	9月分から3月分まで	令和9年度 市民税の所得割額 （令和8年1月から令和8年12月までの収入で 決定された課税額）

※当年度市民税課税証明書については、当年度の6月頃から発行されます。

（2）決定通知書

保育料は入所月の中旬に決定します。各保護者あてに保育料決定通知書にてお知らせします。
納入指定期限は原則月末ですが、同封するお知らせをご確認ください。

（3）納入方法

口座振替をご利用ください。

決定通知に同封の口座振替依頼書を**口座のある金融機関にご提出**ください。

取扱い金融機関（令和8年4月1日現在）

千葉銀行 君津市農業協同組合 三井住友銀行 三菱UFJ銀行

みずほ銀行 千葉興業銀行 京葉銀行 君津信用組合

千葉信用金庫 中央労働金庫 館山信用金庫 ゆうちょ銀行（関東のみ）

※保育料を滞納すると、督促状や催告書の送付のほか、

滞納処分（差押え・児童手当の振替等）を行うことがあります。

令和 9 年度 保育料階層表

上段が標準時間、下段が短時間

階層 区分	定義（市民税所得割額）		一般世帯		ひとり親世帯等	
			3 歳未満		3 歳未満	
			1子	2子	1子	2子
1	生活保護世帯等		0	0	0	0
2	市町村民税 非課税世帯	均等割額を含め 0円	0	0	0	0
3	市町村民税 課税世帯	48,600円未満	標準 12,000 短時間 11,800	標準 0 短時間 0	標準 5,500 短時間 5,400	標準 0 短時間 0
4		48,600円以上 73,000円未満	16,000 15,700	0 0	8,000 7,850	0 0
5		73,000円以上 77,101円未満	20,000 19,600	0 0	9,000 8,800	0 0
		77,101円以上 97,000円未満	20,000 19,600	10,000 9,800	20,000 19,600	10,000 9,800
6		97,000円以上 133,000円未満	25,000 24,500	12,500 12,250	25,000 24,500	12,500 12,250
7		133,000円以上 169,000円未満	30,000 29,500	15,000 14,750	30,000 29,500	15,000 14,750
8		169,000円以上 235,000円未満	35,000 34,400	17,500 17,200	35,000 34,400	17,500 17,200
9		235,000円以上 301,000円未満	39,000 38,300	19,500 19,150	39,000 38,300	19,500 19,150
1 0		301,000円以上 349,000円未満	46,000 45,200	23,000 22,600	46,000 45,200	23,000 22,600
1 1		349,000円以上	53,000 52,100	26,500 26,050	53,000 52,100	26,500 26,050

【保育料の決め方】

- ① 令和9年4月1日現在の年齢で算定します。
- ② 所得割課税額等の算定は、保護者の課税額の合計で算定しますが、同一世帯の祖父母等が家計の主宰者であると判断される場合は、その方の市民税所得割額により算定します。
- ③ **次の控除（税額控除）は適用しません。**これらの控除がある場合は、控除がなかったものとして税額を計算します。
 ◎ 寄付金控除、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除
- ④ 申告等により市民税の課税額が修正された場合、当該年度中に限り再算定します。
- ⑤ 同一の世帯で次の施設に入所しているか、サービスを受けているお子様がいる場合、**第2子は半額、第3子以降は保育料が全額免除**になります。
 ◎ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、障害児通所支援等
- ⑥ 市民税所得割額が77,101円未満の世帯は、就学後のお子様も含めて第1子、第2子、第3子以降と数えます。
- ⑦ 「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいいます。
 ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの。
 イ) 在宅障害者（児）のいる世帯。

1 5 家庭的保育事業（みらいっ子るーむ） 利用案内

I 対象児童

市内に住民登録があり、教育・保育給付認定を受けている 生後6ヶ月から2歳児までの児童

II 申込み方法及び申込みから入所までのスケジュール

3ページ ～ 4ページをご参照ください。

III 実施概要

項 目	内 容
所在地・連絡先	袖ヶ浦市福王台3丁目10番地30 TEL・FAX 0438-63-5558
設置者	袖ヶ浦市
委託先 (連絡先)	長浦保育園 袖ヶ浦市蔵波2598番地1 TEL 62-2250 FAX 62-2271
施設及び設備	保育室
施設定員	5名
受入れ月齢	生後6ヶ月から3歳未満児
保育時間	月～金 午前 8時30分 から 午後 5時30分 土 午前 8時30分 から 午後 1時00分
延長保育時間（有料）	月～金 午後 4時30分 から 午後 5時30分 《保育短時間認定》 土 午後 1時00分 から 午後 5時30分
障がい児保育の状況	集団保育が可能な場合、入所申込み時にご相談ください。
給食の状況	なし ※ミルクや離乳食・お弁当を持参してください
児童の送迎	家庭送迎
休日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
入所と退所の時期	入所：毎月1日 退所：保育の必要性の認定の期間満了の月末 もしくは 3歳になった年の年度末 のどちらか早い方
父母会の有無	なし
園児服の有無	なし
その他の負担金	あり（委託先にお問い合わせください）



Ⅳ 入所期間と保育時間の延長等

○入所期間とは

**3歳未満の児童で、家庭や就労等の状況に応じて必要と認められる期間
(年度途中で3歳に達した場合は、当該年度末まで)**

原則として毎年、次年度の継続意思の調査と、家庭や就労等の状況を確認します。

その結果、家庭保育可能と認められる場合は、教育・保育給付認定の取消(退所)となります。

○時間外・延長保育とは

勤務の都合により必要に応じて利用するものです。(入所後、委託先と別途手続きあり)

延長保育は、保育料とは別に料金が掛かります。

お休みする場合は必ず連絡をお願いします。



Ⅴ 保育料

(1) 算定(次ページ基準額表を参照)

- 令和9年4月からの保育料は、保護者の令和8年度分市民税所得割の額(令和9年9月以降は令和9年度分)により、階層ごとの**月額**が決定します。

(月額…基本的に、認可保育所の保育料月額から6,000円を引いた額)

- 兄弟で保育所、幼稚園又は認定こども園に入所の場合は、下の子の保育料が軽減されます。

(2) 決定通知・納入通知書

保育料は入所月の中旬に決定し、納入通知書を各保護者あてに配布します。

納入指定期限は原則月末ですが、同封のお知らせでご確認ください。

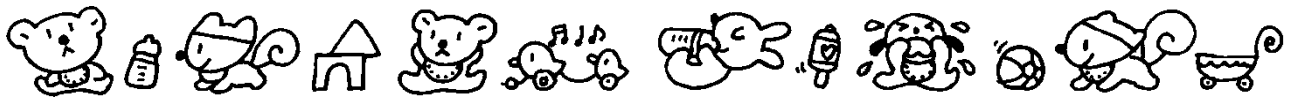
口座振替での対応ができませんので、ご承知おきください

(3) 納入方法

毎月15日頃に配布する**納入通知書**でお支払いください。

納付場所 袖ヶ浦市役所、平川行政センター、長浦行政センター、市内金融機関





保育料徴収基準額表（家庭的保育事業）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分			月額保育料 (円)
階層区分	定義		
1	生活保護世帯等		0
2-0	階層1を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0
2-1		ひとり親世帯等以外の世帯	0
3-0	階層1を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割額が次の区分に該当するもの	48,600円未満	5,000
3-1		ひとり親世帯等以外の世帯	6,000
第4		73,000円未満	10,000
第5		73,000円以上 97,000円未満	14,000
第6		97,000円以上 133,000円未満	19,000
第7		133,000円以上 169,000円未満	24,000
第8		169,000円以上 235,000円未満	29,000
第9		235,000円以上 301,000円未満	33,000
第10		301,000円以上 349,000円未満	40,000
第11		349,000円以上	47,000

【保育料の決め方】

- ① 令和9年4月1日現在の年齢で保育料を計算します。
- ② 所得割課税額等の算定は、保護者の課税額の合計で算定しますが、同一世帯の祖父母等が家計の主宰者であると判断される場合は、その方の市民税所得割額により算定します。
- ③ **次の控除（税額控除）は適用しません。**これらの控除がある場合は、控除がなかったものとして税額を計算します。
 - ◎ 寄付金控除、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除
- ④ 申告等により市民税の課税額が修正された場合、当該年度中に限り再算定します。
- ⑤ 「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいいます。
 - ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの
 - イ) 在宅障害者（児）のいる世帯
- ⑥ 同一の世帯で次の施設に入所しているか、サービスを受けているお子様がいる場合、**第2子は半額、第3子以降は保育料が全額免除**になります。
 - ◎ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、障害児通所支援等
- ⑦ 市民税所得割額が 77,101 円未満の世帯は、就学後のお子様も含めて第1子、第2子、第3子以降と数えます。

16 認定内容の変更等

次の場合は、提出書類をご持参のうえ、速やかに保育幼稚園課で手続きをしてください。変更月の前月の5日まで（5日が土日祝日の場合はその前の開庁日まで）の提出をお願いします。



1 「保育の必要性の事由」が変わるとき

保育を必要とする事由に応じ、「教育・保育給付認定変更申請書」に下表の必要書類と発行済みの教育・保育給付認定決定通知書を添付のうえ、ご提出ください。

※認定は月単位で行っております。月途中での変更は行っておりません。

変更後の事由		必要書類（保育を必要とする事由が確認できる書類） ★マークがあるものは、袖ヶ浦市が定めた様式をご利用ください。
就労 ※月64時間以上の勤務 （休憩・通勤時間を除く）が条件	会社員等	★勤務先が記入した就労証明書 （申請日から3か月以内に発行されたもの）
	自営業経営者	①★就労状況等申告書 ②確定申告書のコピー （開業後間もない場合は「開業届のコピー」）
	自営業の家族協力者	①★就労状況等申告書 ②経営者の確定申告書のコピー （開業後間もない場合は「開業届のコピー」）
	農業経営者	①★農業等経営実態調査票 ②★就労状況等申告書 ③確定申告書のコピー （開業後間もない場合は「開業届のコピー」）
	農業の家族協力者	①★農業等経営実態調査票 ②★就労状況等申告書 ③経営者の確定申告書のコピー （開業後間もない場合は「開業届のコピー」）
妊娠・出産（出産の前後）		母子健康手帳（①表紙、②分娩予定日のわかるページ）のコピー
疾病等（病気療養中）		①医師の診断書（療養の内容、期間など記載したもの）又は障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のコピー ②★申立書（自由記載用）
育児休業 ※既に入所（園）している児童のみ		育児休業期間の記載された★就労証明書、又は辞令等のコピー ※父が育児休業を取得し、月の初日から1か月以上休業する場合は、父の認定変更手続きも必要です。
介護・看護		①介護・看護が必要な人の診断書（療養の内容、期間など記載したもの）又は介護保険被保険者証・障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のコピー ②★申立書（自由記載用）
求職活動		★申立書（求職用）
就学・技能習得 ※月64時間以上の授業時間が条件		①学生証のコピー ②授業時間のわかるもの（カリキュラム等）

2 世帯の状況や記載内容が変わるとき

変 更 内 容	提 出 書 類
就労の状況が変化した（雇用元、就労先、雇用形態、勤務時間など）	①教育・保育給付認定変更申請書 ②勤務先が記入した就労証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）
父母の離婚等による世帯員の減少	①教育・保育給付認定変更申請書 ②教育・保育給付認定申請内容変更届 ③世帯状況の変更が確認できる書類（戸籍謄本・受理証明書等）
父母の離婚調停中で既に別居中	①教育・保育給付認定変更申請書 ②教育・保育給付認定申請内容変更届 ③離婚調停中であることを証明する書類（家庭裁判所からの調停期日呼出状の写し、事件係属証明書）
父母の婚姻等による世帯員の増加	①教育・保育給付認定変更申請書 ②教育・保育給付認定申請内容変更届 ③増員した保護者の個人番号（マイナンバー） ④保育の必要性を確認できる書類（就労証明書等（上表『1「保育の必要性の事由」が変わるとき』のとおり）
障がい児（者）のいる世帯になった	①教育・保育給付認定内容変更届 ②身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のコピー（等級などの記載欄）
市内で住所を変更	教育・保育給付認定申請内容変更届
保護者又は児童の姓が変わった	
その他、提出した書類の内容に変更があった	変更後の書類を持参の上、保育幼稚園課の窓口までお越しください。

3 その他

変 更 内 容	提 出 書 類
保育所をやめる	①保育所退所等届 ②教育・保育給付認定決定通知書
保育所を長期間お休みする	保育施設利用停止届 保育施設にもお休みすることを伝えてください
市外へ転出する ※継続して入所を希望する場合は ご相談ください。	①保育所退所等届 ②教育・保育給付認定決定通知書
別の保育所に転園したい ※定員等により希望どおりにならないこともあります	①保育所変更届 ②入所申込児童の状態 ※育児休業中の転園の申込は、転園の翌月 15 日までに復職する場合などを除き、原則受け付けておりません。
市民税の変更があった	※まずはご一報ください

※毎年、次年度の継続意思の調査と、家庭や就労等の状況を確認します。

状況確認により家庭保育可能と認められる場合は、教育・保育給付認定の取消（退所）となります。

※「教育・保育給付認定決定通知書」はお持ちの方のみ提出してください。

17 保育施設を長期間お休みするとき

事情により入所月の翌月以降に月の初日から1か月以上保育施設をお休みする場合は、「**保育施設利用停止届**」を提出してください。保育施設の利用停止は「月ごと（1日から末日まで）」となります。

また、保育施設にもお休みすることを伝えてください。

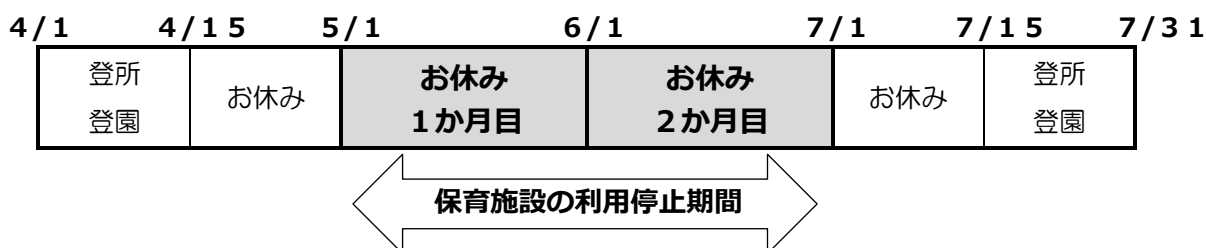
お休みできる期間は、最長で2か月間です。3か月目の間に登所（登園）を開始できない場合は退所となります。

※お休み中も保育料は満額かかります。

※やむを得ない事由があり、お休みの期間が2か月を超える場合は、事前に保育幼稚園課にご相談ください。

※退所後に改めて入所を希望する場合は、入所の申込をする必要があります。

例 4月15日からお休みした場合



※7月31日までに登所（登園）を開始しないと退所になります。
（7月31日が保育施設の閉園日であっても退所となります。）

18 育児休業給付金の延長手続き変更に伴う保育所等入所申込の見直し

1 保育所等入所申込の見直しについて

令和7年4月から育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変更されたことを踏まえ、令和7年4月入所からの本市における保育所等入所申込手続きを見直しました。

育児休業等が終了して職場に復帰する場合、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を了承される場合は、調整指数を減点して入所調整を行います。希望園に空きがある場合は決定となります。

2 申込書の写しについて

育児休業給付金の延長手続きの際は「市に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し」の提出が必要です（市の受付印は不要です）。再度の延長手続きの際にもあらためて提出が必要です。

必要な方は、市へ提出する前にご自身でコピーを取るなどの対応をお願いします。

3 決定辞退の取扱いについて

入所決定後、決定を辞退した場合は、次回以降の入所調整において、調整指数を減点して入所調整を行います。

施設利用保留通知書は、決定に至らず保留となった方を対象としている通知書ですので、決定を辞退した方には保留通知書は発行いたしませんのでご注意ください。

※育児休業給付金に関する各種手続きについては市ではお答えできませんので、事前にハローワークにお問い合わせください。

【参考】厚生労働省ホームページ

育児休業給付金の支給対象期間延長手続き



【参考】厚生労働省リーフレット

2025年4月から保育所等に入れなかったことを

理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります



【参考】厚生労働省リーフレット

保育所等に入所できない場合の育児休業給付金の支給対象期間延長について～

2025年4月以降に延長の可能性のある方向けの留意点です～



19 入所に関するQ & A

<教育・保育給付認定申請に関すること>



Q1 教育・保育給付認定とはどのようなものですか？

A1 教育・保育給付認定とは、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園や保育所、認定こども園、小規模保育施設などを希望される場合に受けていただく手続きで、必要に応じた保育・教育サービスを提供していくために保育の必要性や必要量を判定するものです。

Q2 就労は月何時間以上だと保育認定対象となりますか？

A2 月120時間以上の就労で「**保育標準時間**」認定、月64時間以上120時間未満では原則として「**保育短時間**」認定となります。月64時間以上の就労がないと保育認定の対象とはなりません。

なお、月64時間以上120時間未満の就労でも、就労の時間帯や通勤時間を考慮して「**保育標準時間**」認定とすることがあります。

<入所申請に関すること>

Q3 入所申請前に保育所の見学は必要ですか？

A3 必須ではありませんが、できるだけ事前に保育所へ連絡のうえ、お子さんと一緒に見学してください。保育内容や時間内に送迎可能か等についてご自身でご確認ください。施設の見学や保育方針、諸費用についての説明を受けることもできます。

Q4 就労証明書の記載内容が実際の勤務内容と異なっている場合はどうすればいいですか？

A4 就労証明書は就労先の事業者が従業員の就労状況を証明するものです。記載内容に不明な点がある場合は、ご本人から就労先のご担当者様へ確認してください。

Q5 育児休業から復帰予定ですが、派遣社員で派遣先や就労時間が未定の場合、就労証明書の就労先事業所や就労時間は空欄でもいいですか？

A5 育児休業取得前の就労先事業所や就労時間を記載するよう、作成担当者に伝えてください。育児休業取得前の就労状況により審査します。

なお、復職後に就労証明書の記載内容に変更が生じることが決まった場合は、事前に認定内容の変更手続きが必要になります（認定変更につきましては、29ページの「16 認定内容の変更等」をご参照ください）。

Q6 育児のための短時間勤務制度を利用する場合、就労時間の扱いはどうなりますか？

A6 短時間勤務の就労時間で審査します。

申請時に短時間勤務の就労時間が未定で、入所後に就労時間が決まる場合は、就労時間決定後に認定内容の変更手続きが必要となります。

Q7 求職中でも入所申請はできますか？

A7 入所申請は可能です。求職中に入所が決まった場合、入所月の翌々月5日までに1ヶ月64時間以上（休憩時間を除く）の就労証明書を提出していただく必要があります。期日までに提出がない場合は退所となります。

Q 8 兄弟姉妹が既に入所している、もしくは兄弟姉妹同時の入所申請ですが、同じ保育所に入所できますか？

A 8 兄弟姉妹児については入所調整基準で優先されますが、調整の結果、空き状況等により別々の保育所になることもあります。

Q 9 妊娠中の子どもの4月からの入所申請をしたいのですが、出生前でも申し込みができますか？

A 9 4月の入所申請のみ、出生予定のお子さまの仮申請ができます（氏名は空欄でご提出ください）。仮申請ができるのは、4月1日時点で生後57日目を迎えるお子さまとなります。出生後はすみやかに本申請をしてください。なお、誕生日が遅くなり4月1日時点で生後57日目に満たない場合や、5月15日までに復職せずに申請児童の育児休業を取得する場合は内定が取り消されます。

Q 10 保育施設の空き状況を教えてもらえますか？

A 10 市のホームページで市内保育施設の空き状況を公表していますのでご参照ください。ただし、保育士の配置状況や急遽の退所等により空き状況が変動することがあります。

また、空きがあっても申請状況や保育士の配置状況によっては、必ず入所できるものではありませんのでご注意ください。



Q 11 希望する保育施設に空きがないと言われましたが、入所希望施設とすることはできますか？

A 11 希望する保育施設に空きがない状況でも、転園・退園などで急遽空きが生じる場合があります。入所を希望する施設については、空きの有無に関わらず、利用したい順に申請してください。

ただし、入所の決定が出た後に辞退することの無いよう、送迎の所要時間などを考慮して利用可能な保育施設のみご記入ください。

Q 12 利用の調整に係る指数表は確認できますか？

A 12 入所に係る利用の調整は、利用の調整に係る指数表に基づき保育の必要性を点数化して行います。市のホームページで公表していますのでご参照ください。



Q 13 袖ヶ浦市外の保育所へ入所申請はできますか？

A 13 市外の保育所を希望される場合は、保育所のある市区町村が定める要件（代表例：在勤など）を満たす必要があります。市外の保育所であっても入所申請は袖ヶ浦市で行っていただき、市町村間で調整を行った後、市内の保育所と同様に袖ヶ浦市から結果をお知らせいたします。ただし、希望する保育所が所在する市区町村に転出する予定の場合は、原則、その市区町村に申請を行っていただきます。

※受付日程が、袖ヶ浦市と異なる場合がありますので、希望市町村へご確認のうえご相談ください。詳しくは6ページの「7 市外の保育施設への申請」をご覧ください。

Q 14 市内へ転入予定ですが、保育所・保育園等に入所申請を行えますか？

A 14 原則、入所希望月の前月末（令和9年4月の場合であれば令和9年3月31日）までに本市に転入している必要があります。申請の際は「転入に関する誓約書」を併せて提出してください。

なお、本市へ転入後、再度の入所申請が必要です。



Q15 市内へ転入予定はありませんが、保育所・保育園等に入所申請を行えますか？



A15 転入予定のない市外在住者が袖ヶ浦市の保育施設に入所を希望する場合は、市内に保護者の勤務地があること、保護者が通勤の際に市内を通過すること、市内に児童の祖父母宅があること、里帰り出産をすることの場合に限ります。ただし、利用調整上の指数が大幅に減点されるため、入所しづらい状況となります。

また、市外在住者が袖ヶ浦市の保育施設に入所を希望する場合は、入所申請は住民票のある市町村で行います。

Q16 保育施設入所後も育児休業を取得し続けてもいいですか？

A16 育児休業を取得している場合、入所が決まりましたら翌月15日までの復職が必要となります。4月に入所した場合は5月15日までの復職が必要です（2月入所のみ翌々月の4月15日までの復職）。

育児休業期間が満了でなくても、切り上げて復職いただく必要があります。

なお、復職後は、復職した月の月末までに、復職済みであることを記載した就労証明書を提出していただきます。

また、育児休業にかかる子の兄弟が認定を受けている場合は、認定変更の手続きが必要となります。

Q17 入所後の集団生活で特別な配慮が必要と考えています。どのように申請したらいいですか？

A17 日常的に児童に対する特別な配慮が必要な場合（食事、健康状態、定期的な通院、障がいなど）には、事前に保育所に相談するようお願いします。

また、保育幼稚園課への申請の際にもお子様の様子を詳しくお聞かせください。

申請時に児童の心身の状態や障がい等について記載がなく、保育施設での面接や健康診断の際に特別な支援が必要であると判断された場合は、お子さんの適切な保育環境の確保のため、保育施設の体制によっては、加配保育士が配置できるまで入所をお待ちいただくことや、決定が取消されることがあります。

Q18 雇用主が個人事業主の場合、就労証明書の提出は必要ですか？

A18 個人事業主である雇用主に就労証明書を作成していただき、提出してください。

<保育料に関すること>

Q19 市立と私立の保育所で保育料に違いはありますか？

A19 保育料に違いはありません。ただし、保育料以外に、給食費や延長保育料、私立保育園の園児服、保護者会費などの費用（実費）がかかる場合がありますので、事前に保育所等に問い合わせるなどしてご確認ください。

Q20 誕生日を迎えた翌月から保育料は変更になりますか？

A20 クラス及び保育料は当該年度4月1日時点の年齢で決定し、年度内の年齢区分の変更はありません。

なお、保育料の算定に関しましては24ページ～25ページの「14 保育料」ご参照ください。



Q21 欠席した場合、保育料は日割計算されますか？

A21 欠席については、日数にかかわらず日割計算はされません。また疾病、入院等で長期間欠席された場合でも保育料や副食費が掛かる場合があります。

Q22 兄弟姉妹が同時入所している場合、保育料は安くなりますか？

A22 多子軽減が適用されます。兄弟姉妹で入所する施設や教育・保育給付認定が異なる場合を問わず、1号認定のお子さんについては小3から3歳児の範囲にいる兄弟姉妹の中で第何子かをカウントし、2号・3号認定のお子さんについては、就学前から0歳の範囲で第何子かをカウントします。その結果第2子にあたる場合は半額、第3子以降にあたる場合は無料となります（教育・保育給付認定につきましては、5ページの「6 教育・保育給付認定申請」をご参照ください）。

また、世帯年収が380万円未満の多子世帯については、袖ヶ浦市独自軽減が適用となり、第2子から無償となります。

<認定こども園に関する事>

Q23 認定こども園を利用したい場合、手続きはどうすればいいのですか？

A23 3歳以上で教育のみを希望される場合（1号認定に該当）は、認定こども園に直接申し込んでください。

保育を希望される場合（2号認定及び3号認定）は、他の保育所への入所手続きと同じです。

Q24 認定こども園の入園選考（1号認定）は、誰が行うのですか？

A24 1号認定の入園選考は、認定こども園が行います。

Q25 認定こども園の保育料は誰が決めるのですか？

A25 他の保育所と同様に、保護者の市民税所得割額に応じて、市が決定します。なお、保育料の納付先は、市ではなく、認定こども園になります。

Q26 教育部分（1号認定）から保育部分（2号認定）に変更したい場合、手続きはどうすればいいですか？

A26 保育部分（2号認定）に変更したい場合は、市へ入所申請をしていただき、他の保育所に入所を希望している申請者と同様に入所調整を行って、保育部分（2号認定）への変更の可否を決定します。

そのため、他の希望者よりも優先して保育部分（2号認定）に移ることはできません。また、保育部分（2号認定）の定員に空きがない場合も移ることはできませんのでご注意ください。

<地域型保育事業（小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭的保育事業）に関する事>

Q27 地域型保育事業を卒園した後はどうなりますか？

A27 地域型保育事業は3歳になった年の年度末までご利用いただけます。卒園後も継続して保育が必要なため転園を希望する場合は、優先的に入所できるよう指数の加点があります。ただし、受入れ枠がない保育施設や希望が集中する保育施設のみ申請すると、入所できない場合がありますので、できるだけ多くの保育施設を申請してください。

<その他>

Q28 現在入所している保育所から転園を希望しているのですが、どのような手続きが必要ですか？

A28 保育幼稚園課に「**保育所変更届**」「**入所申込児童の状態**」を提出してください。新規入所と同様に調整を行いますが、定員等により希望どおりにならないこともあります。
なお、育児休業中の転園の申込は、転園の翌月15日までに復職する場合などを除き、原則受け付けておりません。

Q29 仕事の変更等で、認定を受けた内容に変更があった場合は手続きが必要ですか？

A29 必要です。認定を受けた内容に変更があった場合は、保育幼稚園課に届け出てください。就労理由で認定を受けた方は退職されると入所資格が無くなりますのでご注意ください。また、就労時間や就労先が変わった場合は、保育必要量が変更となることがあるため、保育幼稚園課で手続きをしてください。詳しくはP29の「16 認定内容の変更等」をご覧ください。

Q30 保育施設に通っている子が長期間お休み（休所・休園）できますか。

A30 事情により入所月の翌月以降に月の初日から1か月以上保育施設をお休みする場合は、「**保育施設利用停止届**」を提出してください。保育施設の利用停止は「月ごと（1日から末日まで）」となります。

お休みできる期間は、最長で2か月間です。3か月目の間に登所（登園）を開始できない場合は退所となりますのでご注意ください。やむを得ない理由があり、お休みの期間が2か月を超える場合は、事前に保育幼稚園課にご相談ください。

なお、お休み中も保育料は満額がかかります。

Q31 既に保育施設を利用している上の子がいて、下の子が誕生し保護者が育児休業を取得する場合、上の子は保育施設を継続して利用できますか？

A31 会社が証明する育児休業期間中、上の子は保育施設に在園することができます。認定内容の変更を行う必要があるため、保育幼稚園課で手続きをしてください。

Q32 ならし保育について教えてください。

A32 入所後、午前中まで、昼食、午睡、夕方までと徐々に保育時間をのばすことが出来ます。入所の当日から長時間保育になると、環境等の急激な変化がお子さんにとって大きな負担となり、集団生活に慣れにくくなることがあるため、保育所等とご相談ください。

※ならし保育は任意です。